

令和5年度 第1回

青梅市立学校施設のあり方審議会会議録

日 時 令和5年8月18日（金）午前10時
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第1回青梅市立学校施設のあり方審議会 議事日程

会 期 令和5年8月18日(金) 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 教育長あいさつ
- 5 委員自己紹介および事務局紹介
- 6 会長および副会長の選任
- 7 報告事項
 - (1) 市が関係する計画等について
 - ・第7次青梅市総合長期計画
 - ・青梅市公共施設等総合管理計画
 - ・青梅市学校規模適正化方針
 - ・青梅市学校施設個別計画
 - (2) 審議会の役割および今後のスケジュールについて
- 8 その他
- 9 閉会

出席者	委員	和田 孝	委員	加藤 博行
	委員	大野 容義	委員	神山 典久
	委員	塚田 直樹	委員	和田 智子
	委員	田中 明子	委員	井上 由紀
	委員	萩原 真一	委員	篠山 耕一
	委員	川鍋 重美	委員	土岐 旬美子
	委員	平岡 孝	委員	松尾 好樹
	青梅市長	浜中 啓一		
	教育長	橋本 雅幸		
事務局	学校教育部長	布田 信好		
	企画政策課長	野村 正明		
	教育総務課長	芥川 純一郎		
	学務課長	山田 浩之		
	教育総務課施設係長	中村 好宏		
	学務課学務係長	前田 徹		

午前10時開会

日程第1 開会

【事務局（教育総務課長）】 みなさま、こんにちは。本日は、お忙しい中、令和5年度第1回、青梅市立学校施設のあり方審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。開会前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

次に、会議の成立についてです。

青梅市立学校施設のあり方審議会条例第6条第2項の規定により、「委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。」と定められておりますが、本日は、14名中14名の御出席をいただいておりますこと、御報告申し上げます。

なお、本日の会議は正午まで、としております。限られた時間の中、会議の進行につきまして、御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまから、令和5年度第1回青梅市立学校施設のあり方審議会を開会いたします。

はじめに、傍聴について委員の皆様にお諮りをいたします。別添2の「青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第6項の規定により、市内の〇〇さんほか2人の方々から傍聴の申し出がありました。本審議会として、傍聴を許可することに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしとの声）

ありがとうございます。御異議ないものと認め、傍聴を許可したいと存じます。

（傍聴者入場）

傍聴の方々に申し上げます。傍聴券に、会議におきましての順守事項が記載してございます。会議の妨げとならないよう、御協力をお願い申し上げます。

日程第2 市長あいさつ

【事務局（教育総務課長）】 それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

次第の2、市長あいさつ、でございます。浜中青梅市長より、委員の皆様にごあいさつを申し上げます。

【市長（浜中）】 こんにちは。青梅市長の浜中です。委員の皆様におかれましては、青梅市立学校施設のあり方審議会の委員をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。また、日頃より、教育行政への御理解と御協力をいただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

さて、全国的な少子高齢化に伴いまして、本市でも児童・生徒数の減少が進んでおります。また、校舎の老朽化も大きな課題となっております。このような課題に対しまして、今年度からスタートしました第7次総合長期計画では、学校施設の老朽化対策や学校の適正配置などを進めることとしてお

り、教育環境の充実を図ってまいります。

教育環境の充実を図るため、この審議会では学校施設の統合や公共施設との複合化などについても審議していただきます。委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

将来を担う子どもたちのために、委員の皆様とともに、よりよい学校施設の在り方を見つけてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力の程、お願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。

【事務局（教育総務課長）】 ありがとうございます。浜中市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

日程第3 委嘱状交付

【事務局（教育総務課長）】 次に、次第の3、委嘱状の交付に入る前に皆様に3点ほどお知らせをさせていただきます。

はじめに、本審議会の設置目的についてです。別添1の「青梅市立学校施設のあり方審議会条例」を御覧ください。第1条に、本審議会の設置について、第2条に所掌事項について記載されてございます。本審議会は、児童・生徒のよりよい教育環境の整備を推進するため、市が今後の学校施設の整備方針を定めていくうえで、第2条の所掌事項について、皆様に審議等をいただくとするものでございます。のちの報告事項でもご説明をさせていただきます。

次に、本日の会議の進行等についてです。条例第6条の規定により、「会議は会長が招集し、会長が議長になる」、と定められておりますが、会長が互選されるまでの間、この会議の招集は教育委員会がさせていただきます、会議の進行は教育委員会事務局がさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会議の公開についてです。別添2の「青梅市立学校施設のあり方審議会の会議の公開に関する取扱要綱」を御覧ください。要綱、第2項の規定に基づき、本会議は原則公開となっております。

また、同要綱第13項の規定により、会議終了後は、本日の配布資料および会議録を教育委員会ホームページにて公開をさせていただきますので、本会議は録音をさせていただきます。ご承知おき願います。

それでは、次第の3、委嘱状の交付でございます。委員の皆様は、条例第3条により、各所属団体等からの選出、公募等により本日、お集まりをいただいております。また、審議会委員の委嘱につきましては、去る7月5日開催の第4回教育委員会定例会において、審議・決定をいただいております。

この場で、お手元の資料1「審議会委員名簿」の順に教育長から、委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、呼ばれましたら、恐れ入りますが、その場で御起立ください。教育長が皆様の前に参りますので、順次、委嘱状をお受け取り下さい。それでは、お名前をお呼びします。

【教育長（橋本）】 （委嘱状を交付）

日程第4 教育長あいさつ

【事務局（教育総務課長）】 次に、次第の4、橋本教育長より、皆様に御挨拶を申し上げます。

【教育長（橋本）】 改めまして皆さん、こんにちは。御紹介いただきました教育長の橋本でございます。大変お忙しい中、また暑い中を第1回の審議会に御出席賜りましたこととお礼申し上げます。また学校関係者の皆さん、そして公募市民の皆さん、審議会委員をお引き受けいただきましたこと、改めまして、お礼申し上げます。

学校施設は市内の公共施設の中で約半分を占めているわけですが、面積的にも非常に大きく、これはもうやむをえないことでございます。そのような中、この後御紹介させていただきますが、いろいろな関係の計画等もございますので、そのような内容に沿って、議論をお願いしたいと考えております。いずれにしても市内の小・中学校28校ございますが、2校につきましては東京都の施設でございますので、実質26校について御審議いただくことになると思います。このまま未来永劫、人口減少の中、まったく同じかたちで公共施設を維持していくのは、まず難しいものと思っております。これは学校に限らずそうだと思います。いずれにしろ青梅市の未来のために実のある御審議をお願いしたいと思います。あくまでも子どもを真ん中において、そして青梅市の未来を考えていきながらこの会を進めさせていただければなと思っておりますので、少し長い期間、御時間を頂戴する可能性もございますが、ぜひとも、それぞれの立場から色々な御意見をいただいて、青梅市の学校施設をより良いものにしてきたいと考えてございます。よろしくお願い申し上げます、簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。どうぞ皆様、よろしく願います。

日程第5 委員自己紹介および事務局紹介

【事務局（教育総務課長）】 つづきまして、次第の5、「委員自己紹介および事務局紹介」に移ります。まず、名簿に記載の順番で、皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。委員の皆さまの後、事務局につきましては、私から、順次紹介をさせていただきます。それでは、和田委員さんから、自己紹介をよろしくお願いいたします。

【各委員】 （自己紹介）

【事務局（教育総務課長）】 （事務局紹介）

日程第6 会長および副会長の選任

【事務局（教育総務課長）】 それでは、次に、次第の6、会長および副会長の選任に移ります。はじめに会長の選任を行いたいと存じます。青梅市立学校施設のあり方審議会条例第5条第2項の規定により、「会長および副会長は委員が互選する」と定められております。互選の方法などにつきまして、委員の皆様から御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【大野委員】 会長に立候補させていただきます。

【事務局（教育総務課長）】 立候補ありがとうございます。ただいま、大野委員が会長に立候補され

ました。他に、立候補される方はございませんでしょうか。

それでは他に立候補される方はないようですので、皆様にお諮りをさせていただきます。立候補を頂きました、大野委員を会長に選任することで、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（教育総務課長）】 ありがとうございます。これにより、大野委員が会長に決しました。

それでは、大野委員には、会長席にお移りいただきまして、ごあいさつ並びに、以降の進行をお願いしたいと存じます。大野会長、よろしくお願ひいたします。

【議長（大野会長）】 会長に選出いただきありがとうございます。なかなか色々な難しい問題を抱えていると思いますが、皆さんで忌憚のない意見を出し合って、これから20年、30年後、あの審議会でこういうふうに審議していただいた結果、子どもたちが幸せに学校に通っていけるようになったと思っただけのような結果を出していきたいと思っますので、私、微力ではありますが、尽力いたしますので、皆様も会の運営に御協力お願いいたします。

それでは、条例第6条の規定により、「会長が議長となる」とありますので、以降の進行は私のほうで務めさせていただきます。

つづきまして、副会長の選任に移ります。会長の互選でもありましたとおり、まず、立候補を受け付けたいと存じます。どなたか、立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

【松尾委員】 副会長に立候補させていただきます。

【加藤委員】 副会長に立候補させていただきます。

【議長（大野会長）】 他に、立候補される方はございませんでしょうか。それでは他に立候補される方はないようですので、皆様にお諮りをさせていただきます。ただいま、松尾委員、加藤委員、のお二人が副会長に立候補されました。委員の皆様の投票により決したいと思っますが御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長（大野会長）】 御異議が無いようですので、ただいまから委員の皆様に投票用紙をお配りいたします。投票は、無記名で行います。事務局が投票箱をお持ちしますので、記入が済みましたら、挙手にてお知らせ願ひます。

（各委員投票）

【議長（大野会長）】 投票が終わりました。ただいまから開票をさせていただきます。開票は、事務局に願ひします。

（開票作業）

【事務局（教育総務課長）】 開票が終わりました。結果を申し上げます。加藤委員8票、松尾委員6票、であります。

【議長（大野会長）】 ありがとうございます。投票の結果、加藤委員が副会長に決しました。それでは、加藤委員、副会長席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをお願いいたします。

【加藤副会長】 ただいま、微妙な差ではございましたが、副会長に選出いただきました加藤でござ

います。会長を補佐し、この会がスムーズに流れるように努めますので、よろしくお願いいたします。

日程第7 報告事項

【議長（大野会長）】 それでは、次に次第の7、報告事項に移ります。(1)市が関係する計画等について、(2)審議会の役割および今後のスケジュールについては、一括して報告をいただきたいと思えます。

なお、全ての説明が終わった後、一括して委員の皆様からの質疑をお受けしたいと思えますので、御了承願います。それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

【事務局（企画政策課長）】 それでは、はじめに、お手元に配布してございます、「第7次青梅市総合長期計画概要版」にもとづき、説明をさせていただきます。

まず、表紙の上段から、御覧いただきたいと存じます。このたび策定いたしました「第7次総合長期計画」は、計画期間を、今年度、令和5年度から10年間、令和14年度までとし、市の最上位計画であります。

右側の図を御覧ください。本市が目指すまちの姿やまちづくりの基本方向など、まちのランドデザインをお示しする基本構想、また、基本構想の実現に向け、10年後に目指す姿を見据え、取り組むべき施策の方向性をお示しする基本計画の2層で構成されております。その左側の文章の下から3行、本計画の役割でございます。

市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための「総合指針」、また、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めるための「共通目標」、更に、本市のまちづくりの方向性を内外に示す「プロモーション」、この3点となっております。

次に、下の左側を御覧ください。まちの将来像としまして、本市が持つ唯一無二の強み、そして、持ち味、また、コンセプトとしてのわかりやすさ等や、市民アンケート調査等の結果を踏まえ、このように、「美しい山と溪谷に抱かれ、東京に暮らす青梅」と掲げ、本市を住む場所として、また事業を営む場所として選ばれ続けるまちづくりに取り組んでいくこととしております。

次に、その右側、基本理念でございます。まちの将来像の実現のために、どのようなまちを目指していくかをお示ししております。まず、前文としまして、「青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らせることを目指し、「あそぼうよ！青梅」の姿勢を基本に、次の3つの基本理念を掲げ、本計画を推進していきます。」の一文を掲げ、「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」、「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」としております。

次に、左下の部分を御覧ください。

共通する視点としまして、デジタル化、脱炭素、多様性の3つを設定し、全ての施策を展開していく際に、この視点を踏まえて取組を推進していくこととしております。

おめくりいただき、見開きの内側を御覧ください。

「1健康・医療・福祉」から「8行政経営・行政サービス」まで、8つの施策分野を示しておりま

す。なお、この記載の手法としましては、本市が10年後に目指す、あるべき姿を示した上で、そのために、どのような施策を展開していくかについて、バックキャスト方式として策定をしております。

本日は、時間の関係で、各施策分野の説明は出来ませんが、関連いたします「2こども・若者・教育・子育て」の施策分野の部分につきまして、本編の冊子から、抜粋し、皆様のお手元、資料2としましてお配りしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

「2-2子どもが自ら未来を切り拓く学校教育の充実」44ページでございます。

左側の部分に「現状と課題」一番下の丸を御覧ください。一読させていただきます。

「学校施設の老朽化が深刻な状況となっており、長期的な児童・生徒数の減少を踏まえた適正規模の検討と併せ、学校施設の集約化、複合化、統廃合の検討を進めていく必要があります。」と記載し、裏面の45ページ、「施策の方向性」の一番下、「2-2-8学校教育の充実」としまして、「学校施設の老朽化対策や情報通信環境の整備など、安全かつ特色ある教育環境の整備を図るとともに、児童・生徒数の減少に対応した学校の適正配置や本市の特性を生かした小中一貫教育を進めます。」と掲げてございます。

これで、第7次青梅市総合長期計画の説明を終わらせていただき、引き続き、青梅市公共施設等総合管理計画の説明をさせていただきます。

恐れ入ります、右上に資料3と表示されております、水色の資料をご覧ください。

なお、印刷の都合上、一部、細かい文字の部分が、見えづらくなっております、大変申し訳ございません。御容赦いただきますようお願いいたします。

はじめに、表紙の右上「(2)計画の位置付け」から、御覧いただきたいと思います。

記載にありますとおり、この計画は、平成26年4月に発出された総務大臣通知により、すべての地方公共団体に対して、策定を要請された「公共施設等総合管理計画」として、本市が平成29年3月に定めたものです。

順序が逆になりましたが、その左側、「(1)計画の目的」をご覧ください。

第2段落、中段の部分から一読させていただきます。

「本計画は、公共施設等の現状把握や更新費用等の見通しのほか、将来の人口動向や財政見込みなどを踏まえ、長期的な視点を持ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を行いながら公共施設等の最適な配置を実現するなど、その総合的な管理を推進することを目的とします。」として、策定いたしました。

次に、その下「(3)本計画の対象範囲」であります。緑の点線で囲んだ部分、本市の所有する財産のうち、公共施設とインフラ資産が対象となっております。公共施設とは、庁舎、学校、市営住宅など、青梅市が所有するすべての公共施設を、インフラ資産は、市が所有し管理する道路や橋りょうなどを対象としております。

次に、その下の「(4)計画の期間」でございます。全計画期間としては、2016年度から2055年度までの40年間とし、全期間を20年間ごとの2期に分け、さらに、10年単位を目安として具体的な

アクションを進めていくこととしております。

恐れ入ります、ページをおめくりください。

2ページから、青梅市の現状と課題としまして、(1)から(5)まで、それぞれ掲載しております。まず「(1)減少する人口と高齢化の進展」としましては、平成27年に、13万7,051人だった青梅市の総人口が、45年後には、9万8,200人と、約4万人、約3割の大幅な減少となる見込みであります。

また、「(2)厳しい財政状況と困難になる投資的経費の確保」では、本計画策定前10年間の各経費を棒グラフで示しており、下のピンク色の扶助費の増加傾向と、その二つ上の紫色の投資的経費の減少傾向が示されています。

右の3ページ、「(3)進む公共施設の老朽化」では、青梅市の公共施設の床面積は約40万平方メートルであり、その多くが昭和40年代から50年代に作られたものであることが見て取れます。

グラフの最上段、赤い点線の丸が示すとおり、築30年以上の施設が73.6パーセントと、全体の7割以上となっており、多くの施設が老朽化していることがわかります

「(4)インフラ資産の状況」では、本市の行政面積の広さや、山間地を多く含む地域性にもとづき、数多くのインフラ資産も所有していることがわかります。

ページをおめくりいただき、4ページ、「(5)膨らむ公共施設とインフラ資産の保全費用」としまして、上下それぞれに国の計算ソフトにより試算をした、今後40年間に見込まれる年度別の改修・更新費用について、上段には公共施設、下段にはインフラ資産をグラフ化して掲載してございます。それぞれのグラフの左上に赤い四角の中、公共施設では年平均4.4億円、インフラ資産では年平均2.4億円と見込まれており、このまま全ての施設を維持していくことは難しい状況であります。

こうした現状を踏まえ、5ページに公共施設の方針としまして、公共施設の再編の基本的な考え方を掲載してございます。文章の上から2行目に赤字でありますとおり、選択と集中を推進してまいります。

以下、アからキと、その方策を記載するとともに、一番下の水色のフレーム内、「公共施設の目標」として、「40年間で公共施設の延べ面積を30パーセント削減し、財源不足を解消」とし、当初の10年間では、7.5パーセントの削減を掲げております。

ページをおめくりいただいて、6ページから7ページにかけて「(2)施設類型ごとの再編に関する基本的な方針とロードマップ」を御覧ください。この表中、一番左側の列、中段よりやや下のところに、緑色で「学校施設」とございます。ここに3段に分けて基本的な方針を記載してございます。

「地域性を勘案した集約化複合化による施設面積の縮減を検討し更新する」、「市民センター等との複合化を図り更新する」、「児童・生徒数や適正学級数などを勘案し、長期的に学校施設の統廃合を検討する」としてございます。

恐れ入ります、おめくりいただき、最後に8ページを御覧ください。こちらには、まず、インフラ資産の方針としまして、(1)道路、(2)橋りょう、(3)下水道、(4)公園、(5)農道・林道のそれぞれの維持管理等についての方針をお示ししてございます。

また、その下、「インフラ資産の目標」といたしまして、「40年間で年平均約3.4億円の財源不

足を解消」と掲げてございます。

なお、国から令和4年4月1日付で各自治体に通知があり、令和5年度末までに、この計画につきましては、改訂を行う必要がございます。その際の見直しにあたっての留意事項としまして、「地方公共団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析」とともに、「総人口や年代別人口についての今後の見通し」、「将来的なまちづくりの視点からの検討」、また、「脱炭素化の推進方針」、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」等の記載を行う必要があります。こうした点も踏まえた上で、本計画を改訂していく予定であります。

これで、私からの説明を終わらせていただきます。

【事務局(学務課長)】 資料4、青梅市学校規模適正化基本方針につきまして、御説明申し上げます。

初めに、方針の策定経過についてです。平成27年1月、文部科学省が「公立小・中学校適正規模・適正配置等に関する手引」を策定いたしました。これを受け、青梅市では、教育部長を委員長とした、学校規模適正化検討委員会において、基本方針の策定に取り掛かりました。青梅市公共施設等総合管理計画との整合も図り、方針案を策定し、平成30年度第13回青梅市教育委員会定例会において、基本方針決定の承認を受けました。以降、青梅市では、本方針にもとづき、学校規模適正化の検討を進めております。

基本方針につきましては、8項目で構成されております。

初めに、「1 学校規模適正化の目的」でございます。一番下の段落でございますが、学校規模の適正化により、児童・生徒数や学級数、地域事情等による課題の改善を図り、幅広く多様な学習環境を提供し、社会性や規範意識を身に付けることができる教育環境の向上を目指すこと、としております。

続きまして、「2 適正化の基本的な考え方」でございます。学校の歴史と伝統、また、地域との関係性を踏まえて、地域に配慮し、保護者や住民の「理解と協力」を得て進めていくこと。また、通学に伴う児童・生徒への影響を考え、距離のほか、時間や手段、通学路の安全性にも配慮することとしております。

続きまして、「3 現状と課題」、「(1) 児童・生徒数の現状と教育人口推計」でございます。

こちら、令和5年5月1日現在の数値に置き換え申し上げますと、小学校児童数は5,367人、ピークであった昭和57年度、1万2,023人と比べ、約44.6%となっております。令和9年度の推計では、4,981人となり、約41.4%まで減少すると見込まれております。また、中学校生徒数は、2,975人で、ピークの昭和62年度、6,301人と比べ、約47.2%となっております。令和9年度の推計では、2,928人となり、約46.4%まで減少すると見込まれております。

続きまして、2ページ上段、「(2) 学校の状況」でございます。

令和5年4月の状況では、小学校16校のうち5校が11学級以下で変化はありませんが、各学年1クラスしかない単学級が、4校に増加しております。なお、中学校については、4校が8学級以下、うち2校が単学級で、記載のとおり変更はございません。

(3) 通学距離、時間、手段の状況から、次ページの(7) 少人数教室・特別支援学級の教室の確保」ま

で、につきましては記載のとおりとなりますが、課題についても触れられております。記載されている主な課題といたしましては、大きく分けて2点、学校規模によるものと学校施設の老朽化によるものがございます。

1点目の学校規模によるもの、につきましては、小規模校では、「クラス替ができない」、「クラブ活動の種類が限定される」、「切磋琢磨する機会が少ない」など、また、大規模校では、「一人一人の活躍の場や教材・設備の利用機会が少なくなる」などが、課題として挙げられています。

2点目の「学校施設の老朽化によるもの」につきましては、鉄筋建物の耐用年数は、概ね50年程度とされる中、現在、ほとんどの学校校舎が築後50年を超えている状況であります。更新の可否のほか、建替え時期が集中しないよう、将来を見据えた対応が求められております。

次に、3ページ中段、「4望ましい学校規模と配置」でございます。

まず「(1)の学級数」では、望ましい学級数を記載しております。小学校では12学級から24学級の範囲としており、適正範囲内の学校は、16校中11校であります。中学校では、9学級から18学級の範囲としており、適正範囲内の学校は、10校中6校であります。

次に、「(2)の児童・生徒数」につきましては、学級の最少規模として、小・中学校ともに1学級当たり20人程度が確保できる規模としております。

最後に、4ページ上段、「(3)小・中学校の適正配置」につきましては、3点の記載がございます。

はじめに、適切な交通手段の確保について、次に通学距離の目安について、小学校4キロ、中学校6キロメートル以内、最後に通学所要時間について、小・中学校ともに1時間以内としております。

次に、「5適正化の対象」につきましては、小・中学校ともに、小規模校、大規模校に分け、対象要件として、学級数や学年の児童・生徒数などを記載しております。

次に、「6適正化の方法」につきましては、地域の歴史や特性、支会や自治会等、地域のまとまりに配慮しながら検討を進めることとし、学校の統合、通学区域の見直しなどについて、次ページ中段まで、5項目を記載しております。

次に、5ページ下段、「7留意すべき事項」につきましては、「(1)児童・生徒への配慮」から、次のページ「(5)基本方針の見直し」まで、5項目について、記載しております。

最後に、6ページ中段、「8対応が必要な学校」でございます。

「(1)児童・生徒数により対応が必要な学校」について、令和5年度の状況を含めて申し上げます。

対応区分「早期に対応が必要な規模」につきましては、該当校はありません。「近い将来に対応が必要な学校」につきましては、小学校2校、第六小と第七小、中学校1校第六中で、いずれも単学級、全ての学年の児童・生徒数が20人未満の学校であります。

「今後の推移により対応が必要な学校」につきましては、小学校4校、第一小、友田小、藤橋小、および吹上小、中学校2校、第一中と吹上中となっております。

対応方法につきましては、学校の統合、通学区域の見直し、通学区域の弾力化、小中一貫校、これらの方法を用いることとしております。一番下の、導入済につきましては、小規模特認校制度を導入している、成木小学校と第七中学校を記載しております。

なお、表内の友田小、吹上小、藤橋小、吹上中および記載のない西中につきましては、現在の学級数が、適正範囲を下回っており、注意を要する状況となっております。

次に「(2)耐用年数にもとづく対応が必要な学校」について、令和5年度の状況を含めて申し上げます。対応区分「築50年以上経過している学校」につきましては、(2)の表内に記載されている、小学校8校、中学校5校全てが該当となっております。「45年以上経過している学校」につきましては、新たに、小学校4校、第六小、友田小、今井小および若草小、中学校2校、第六中と第七中が該当となっております。

最後に、7ページの「(3)総合管理計画にもとづく複合化予定施設」でございます。

北部地域、西部地域、いずれも小・中学校と市民センターとの複合化を図り更新する、とされております。

青梅・長淵・東青梅・河辺地区と大門・新町・今井地区の学校施設につきましては、地域性を勘案し、集約化・複合化による施設面積の縮減を検討し更新する、とされております。

今後も引き続き、この学校規模適正化基本方針に従い、青梅市学校規模適正化検討委員会において、青梅市立学校施設のあり方審議会における審議結果も踏まえ、統廃合、通学区域の見直し、複合化などの検討を進めてまいります。

青梅市学校規模適正化基本方針の説明は、以上です。

【事務局（教育総務課長）】 それでは、青梅市学校施設個別計画についてご説明いたします。

資料番号は付してございませんが、水色の冊子、学校施設個別計画を御覧ください。

表紙にありますとおり、本計画は、令和2年12月に策定したものであり、現在、約3年が経過しようとしているところであります。まず、1ページを御覧ください。こちらには、この計画を作成する背景と目的を記載してございます。

(1)の主な背景といたしましては、少子高齢化による学校規模の見直しの必要性や施設の老朽化対策の必要性などを挙げております。

(2)の目的につきましては、先にご説明させていただいた、総合管理計画および学校規模適正化方針の考え方に則り、学校規模の適正化と施設の維持管理費の平準化を図り、教育環境の向上と安全で安心できる学校施設づくりを目的とし、本計画を策定したものであります。

次に2ページの下段、(3)の計画期間は、令和2年度から令和41年度までの40年間とし、総合管理計画の見直しにあわせ、最初の見直しを令和7年度とし、以後は5年毎に実施するとしております。

次に、3ページの上段、(4)対象施設につきましては、東小・中学校を除く26校であります。

次に、「2、市の現状と学校施設の現状」についてであります。

(1)では、青梅市の将来人口が減少するとともに、施設の老朽化が進み、様々な対応が必要となることを記載しており、「表1」は、年少人口が減少する一方で、高齢人口は増加することを表しております。

次に4ページを御覧ください。「(2)学校施設の実態」として、小・中学校の築年度、児童・生徒数、

クラス数などを掲載しております。学校施設は、青梅市の公共施設延床面積の46.5%を占めております。

次に5ページの中段からを御覧ください。ここでは、「イ児童・生徒数および学級数の推移」を掲載しております。小学生は昭和57年、中学生は昭和62年をピークに減少しております。

次の6ページに児童・生徒数および学級数の推移が掲載されておりますが、それぞれの表の数字、右から2番目が令和5年度の推計値であります。現状の数字と比較しますと、児童・生徒数の合計は推計8,476人が実数8,297人(△179人)で、当時の見込みより減少は進んでいる状況があります。

下の表、学級数は、同じく右から2番目の数字、令和5年の推計328学級が実数335学級で、35人学級の導入等により、当時予測よりも学級数の減少は抑えられている状況ではあります。それでも、令和2年度より5学級が減少しております。

なお、7ページには、学校の配置状況と通学区域図を掲載しております。

次に、8ページを御覧ください。こちらには、平成22年度から令和元年度までの学校施設の施設関連経費の推移について記載してございます。10年間の平均値は、太枠内、一番下の数字で、年間約11.6億円となっております。なお、同経費の令和2年度決算額は約10.8億円、令和3年度は約1.4億円、令和4年度見込み額は約16.4億円で、10年平均額を上回る状況であります。後ほども触れさせていただきますが、本計画に基づき、トイレ改修、特別教室等空調機整備および校舎屋上防水・外壁改修工事等を進めている結果であると捉えております。

次に10ページ、「オ学校施設の保有状況」について、令和2年度時点の建設面積を年度ごとにグラフで表しております。建築年数が30年以上の建物が、約80%となっております。令和5年度現在では、47棟、約87%が30年以上経過している状況であります。なお、学校施設の棟数については、令和2年度からの増減はありません。

次に11ページを御覧ください。ここでは、「カ学校施設の老朽化状況」を記載してございます。

学校施設の老朽化調査を平成30年に実施しており、11ページから13ページにかけての表4で、各小・中学校の評価を4段階で判定しております。この判定結果等に基づき、校舎屋上防水・外壁等改修工事を令和3・4年度で、第五小、河辺小、藤橋小、泉中の4校で実施し、今年度は吹上小、第二中、霞台中の3校で実施しております。

次に14ページの「3学校施設の目指すべき姿」として、安全性、快適性、地域の拠点化、環境への配慮、学校規模の適正化の5点を掲げております。こちらの内容は現在も変わっておりません。また、環境への配慮については、今年度、小・中学校13校の照明LED化の設計を実施しており、次年度以降、順次工事等を進める考えであります。

次に15ページを御覧ください。「4学校施設整備の基本的な方針」についてです。先に御説明させていただいた、総合管理計画、学校規模適正化方針に基づき、保護者や地域住民の理解を得ながら学校施設の老朽化対策を図りつつ、学校規模の適正化を進めるといった内容でございます。

次に、17ページの「(2)学校施設整備方法の検討」を御覧ください。学校施設の老朽化対策や建替え時期等の整備方法として、4つの方法について検討いたしました。ア、市内26校を築60年で建

替える整備方法、「従来型」、18ページのイ、長寿命化改修による整備方法、19ページのウ、老朽化対策後に建替える整備方法、「更新型」、最後に20ページから22ページまでのエ、適正な学校施設数の見直しによる整備方法であります。各整備方法の詳細等は、お時間の都合等もございますので、計画書を御確認いただきたいと存じますが、23ページにその検討結果を記載しております。

これら4つの検討結果として、今後の施設整備については、エの「適正な学校施設数の見直しによる整備方法」が適していると結論付けております。

青梅市の児童・生徒数は、今後も減少が見込まれます。今後の児童・生徒数、学級数を考慮すると、適正な学級数を維持していくためには、小中一貫校も視野に、学校施設の統合、複合化等により教育環境の向上を図る必要があります。この方法は、市の財政状況にも見合った整備方法であると結論付けたところであります。

次に、24ページ、「(3)建替え後の長寿命化改修計画」では、建て替え後も、計画的に老朽化対策を実施し、学校施設が築80年目まで使用できるよう、各改修工事を実施しようとするものであります。

次に、25ページ「(4)学校プールにおける基本的な方針」につきましては、本市のみならず、全国の小・中学校のプール施設の老朽化は進んでいる状況であり、その維持管理は各自治体の大きな課題の一つであります。本市でも令和5年度までに、第七中学校をはじめ、4校の水泳授業に民間プールを活用しており、同様の施策は全国でも進んでおります。今後も、費用対効果等を勘案しながら民間プール活用等を拡充する考えであります。

次に、同ページ中段の「5学校施設改修計画および新たな学校づくり」についてであります。

改修計画を第一期、第二期と分け、それぞれ26ページから28ページに記載のとおり、順次、工事等を実施しております。令和5年度現在まで、おおむね計画どおりに進んでおりまして、今後も本計画に沿って、各改修工事を進めてまいります。

また、25ページの下から3段落目に、「今後の新たな学校づくりについては、統合、複合化等を実施する時期に合わせ、有識者、学校関係者等による「青梅市学校施設あり方検討委員会」を設置し、その検討のもと、各学校の建替え時期に至るまでに、各地区の保護者、地域住民等と協議し、理解を得ながら進めていく」、としており、本審議会がこれにあたります。

最後になりますが、29ページの中段、「6学校施設個別計画の継続的運用方法」ですが、(1)情報基盤の整備と活用、(2)推進体制の整備、(3)フォローアップを適切に行いまして、学校施設の維持・管理について、適切な運営に努めてまいります。

なお、31ページの「7資料編」以降につきましては、(1)青梅市学校規模適正化方針を36ページまでに、37ページから最後のページまでは、本計画策定時に実施したパブリックコメントによる御意見等と市の考え方を掲載しておりますので、御確認いただければと存じます。

大変雑駁ではありますが、青梅市学校施設個別計画についての説明を終わりにして、続いて、次第7、(2)の審議会の役割および今後のスケジュールについて、引き続き御説明いたします。

まず、審議会の役割についてであります。

先の個別計画の説明の中でも触れましたが、個別計画において、「今後の新たな学校づくりについては、統合、複合化等を実施する時期に合わせて有識者、学校関係者等による「学校施設あり方検討委員会」を設置し、その検討をもとに、各学校の建替え時期に至るまでに、各地区の保護者、地域住民等と協議し、理解を得ながら進めていく」、としております。この、検討委員会としていたものが本審議会であり、別添1の青梅市立学校施設のあり方審議会条例を本年2月議会で御審議いただき、可決、成立したところであります。

別添1の審議会条例とあわせまして、資料6の組織関係図を御覧ください。

組織図の太枠が、この審議会の立ち位置であり、条例第1条に記載のとおり、教育委員会の附属機関になります。この審議会では調査審議する事項は、大枠で、組織図太枠の上部および条例第2条の所掌事項に記載のとおり、「学校施設の規模および配置計画等の方針」、「学校施設の整備方法」、「その他学校施設の規模適正化にかかる施策の推進」としてしております。

具体的な審議事項につきましては、教育委員会の下に、庁内組織である学校規模適正化委員会がすでに設置されておりますので、ここで、審議事項の案を検討いたします。検討した内容につきましては、教育委員会に諮り、諮問事項として決定をいたします。その後、教育委員会から本審議会に諮問がされる流れでございます。

本審議会では、教育委員会から諮問を受けた事項につきまして、ここにお集まりの委員の皆様で、市民の立場や専門的な視点から調査・審議していただき、その結果を教育委員会へ答申をしていただきます。

本審議会において御審議いただく内容として、地域毎の学校施設の統合や公共施設との複合化などについてを想定しておりますが、当然、この審議会の調査・審議だけで答申内容を決定することは困難であると考えております。そこで、地域毎の検討、協議等につきましては、組織図、本審議会の右横にあります、部会において行うことを考えております。条例では、第8条になります。

部会のメンバーには、本審議会での構成メンバーと同様の職責等にある、該当地域の方々をお願いしようと考えております。今、ここに御臨席の委員の皆様も、御本人の該当地区の協議等をする事になった場合、部会のメンバーに加わって頂くこととなります。それ以外の各地区の方々につきましては、条例第3条第2項および第8条第2項のとおり、臨時委員として教育委員会が委嘱し、委嘱された臨時委員を会長が部会員として指名する流れとなります。

部会を設置することによって、各地域の皆様の御意見等を集約することができると考えております。

部会で協議等した結果は本審議会に報告され、その結果をもとに本審議会において最終的に審議、決定し、教育委員会へ答申します。教育委員会は、答申された内容をもとに審議し、最終的に学校施設の在り方を決定していく、という流れになります。

本審議会では調査審議する事項としまして、現在想定している内容は、審議する地域の区割りや審議する順番、学校以外の施設、市民センター等との複合化、小中一貫校への移行、学校プール施設の在り方、個別計画の見直し、などを考えております。

詳細は、先の御説明のとおり、学校規模適正化委員会および教育委員会での検討、審議等を経て、

本審議会へ諮問等してまいります。また、答申の時期であります。本審議会での審議内容は、今後の青梅市の子どもたちをはじめ、市民の皆さまにとっても、非常に重要な内容であり、審議には一定程度の期間を要するものと考えております。

委員の皆様は、はじめに教育長からお渡しさせていただいた委嘱状にも記載のとおり、また、条例第4条および付則第2項の規定により、令和7年3月31日まで、となっております。この約2年間の答申は難しいとも考えております。しかしながら、学校施設の建築年数等も考えますと、あまり長く審議を続けることは出来ないと認識しております。委員の皆様をはじめ、各地域の方々の声も伺いながら、速やかな審議を進めてまいりたいと現時点では考えているところであります。

次に、今後のスケジュールについてです。今年度の予定としましては、当初は年2回を考えておりましたが、本日の会議を含め、3回の開催を予定しております。

今回は、10月、3回目は1月で、日時等の詳細は後日お知らせをさせていただきます。なお、今回は文部科学省の方をお招きしまして、学校規模適正化の必要性や先進事例等について御講演をいただくことも予定しております。1月は、可能であれば、教育委員会からの諮問を考えており、本格的な審議はこの諮問の後から始まるものと認識しております。

また、来年度については、現時点での詳細は未定ですが、事務局といたしましては、本審議会は4から6回程度、審議の進捗状況にもよりますが、できれば部会も設置、開催したいと考えております。

たいへん、雑駁ではございますが、審議会の役割および今後のスケジュールについての説明は以上でございます。

【議長（大野会長）】事務局の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、委員の皆様から、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。御質問は挙手にてお願いいたします。私のほうから指名をさせていただきますので、指名されましたら、はじめにお名前を言っていただき、その後、御発言をお願いします。

【川鍋委員】別紙1の青梅市立学校施設のあり方審議会条例の第4条の3に、委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとありますが、この秘密というのは個人情報とかのことですか。

【事務局（教育総務課長）】基本的には、市のほかの審議会の条例の中にも同じような記載がありまして、本審議会においては、現在は、個人情報等は想定していませんが、審議調査等、進める中で、そのような事項が発生した場合には適用させていただこうと考えています。

【川鍋委員】続けてなんですが、ブルーの冊子を配っていただいた青梅市学校施設個別計画について、青梅市中学校PTA連合会から、毎年各学校の要望書を青梅市に出しており、今年度も出す予定ではあります。その中で各学校施設に対しての要望が多く挙がっておりまして、今までも、例えば特別教室とか、体育館のエアコンの設置とかがあり何年か前に出ておりまして、それは実際に計画の中で改修をしていただいています。これに関しての計画は表に出してよいものですか。

【事務局（教育総務課長）】この個別計画は、令和2年12月に策定し、既にホームページ等でも公

表させていただいているものですので、問題ありません。

【松尾委員】 小規模校の特例、例えば、成木小や七中なんかは、その特例をもって対応している。文科省の学校教育法施行規則でも、第41条に但し書きがあり、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない、青梅の地域は非常に注目する必要があるだろうと、そこについての説明が市からはあまりなかったと思う。そこに触れてもう少し詳しくお話いただければと思うんですが。要するに説明では、国の手引きなんかに基づいて作成しているということだと思いますが、それにあてはめると、青梅市は特別な事情な学校があるわけです。山間部とか、但し書きの地域の実情に応じてという部分、私たちにお知らせ願いたい。それを踏まえて議論をしっかりとやっていきたいと思う。補足説明をお願いしたい。

【議長（大野会長）】 青梅市の小規模校についての説明をもう少し詳しくしてほしいということですか。

【松尾委員】 今後の見通しの問題で。適正化基本方針の資料4の8、「対応が必要な学校」という部分、その児童・生徒数により対応が必要な学校としてという部分について、対応方法としては学校の統合や見直し、その中の小規模特認校というところ、導入済のところは、成木小、七中が、それをもって対応してきたと。文科省なんかは特別な地域として正しいと推奨しているわけです。機械的に12学級以上18学級以下というように、杓子定規にあてはめないでね。成木小や七中みたいなことの適用も踏まえてしっかり並列して議論していかないと、あまり良くないのではないかと。

【教育長】 総論的に申し上げますと、松尾委員のおっしゃることはよくわかります。今、特認校が2校ございますが、新たな特認校を増やした場合に、その学校には、市内からどこからでも子どもは通えることになります。そうすると今の2校の存在がどうなるか、ということも考えてなくてはいけません。さきほど、但し書きのお話でしたが、私どもも承知しています。これから部会を作って色々な声を聞いていきたい。そして、この審議会でもその結果を御議論いただくというかたちになるかと思えます。青梅市の地域の実情、市にとって何が一番良いのか。ただ、その但し書きだけの部分を重視して進めるのではなく、トータル的にどのように進めたらよいのか、そのような議論をお願いしたいと考えてございます。

【松尾委員】 やっぱ青梅の山間部は、そのところを考えざるをえない面があるだろうから、特別扱いしないで、大事に扱いながら議論を進めていきたいと思えます。

【教育長】 事務局としても同じ想いです。

【井上委員】 2点あります。1点目が単学級の学校の教員の配置の状況を教えて頂きたい。2点目は青梅市公共施設等総合管理計画の中で、40年間で公共施設の延べ床面積を30%削減するという目標が書いてあるのですが、この数字の根拠を教えて頂きたい。青梅市は山も川も自然が豊かで面積が広いので、30%というのは乱暴ではないかなと思ってしまいます。

【事務局（企画政策課長）】 まず2点目から、最初に回答させていただきたいと思えます。まず40

年間をかけて30%削減ということですが、私の説明の中でも途中でかかる費用等について、また人口減少についても説明させていただいたと思います。人口が減少していく中で、施設だけをこのまま持ち続ける。そういったところを逆算していった時に、どうしたら維持できるか。どういうものを残し、どれだけのボリュームを残すことによって、皆様に一定の行政サービスを提供し続けられるのかを考えたときに、やはりそうした時にはざっくりした数字ではありますが、概ね30%は40年間をかけて削減していく。その時にさきほど人口の減少の傾向もお伝えさせて頂いております、また合計特殊出生率も毎年分析しております。そういったところから数値を逆算しまして、根拠としてはこれを出させていただいておりますので、決して乱暴ではなく、数値に基づいた上で、人口がもっと、もしかすると今の見込みよりも激しく減っていく可能性もありますので、そこは注視していかなければならないと思っています。

【事務局（学校教育部長）】 単学級における教員の配置ですが、市内の小学校、単学級のところございますが、複式学級にはしておりませんので、学級毎に担任の先生がついている状況でございます。

【井上委員】 教員の数というのは、1学年1クラスで、担任の先生が1人ということは、担任が6人ということですよ、それ以外の先生方っていうのは、どのくらい余裕のある先生がいるのかどうか。

【事務局（学校教育部長）】 学校によって様々、差はありますが、専科の先生がいるところもありますし、担任が音楽や図画工作を教えているところもございます。学校の状況により様々になっていきます。

【松尾委員】 これは意見です。審議を進めるにあたっての基本姿勢として踏まえたいと思うのが、人口減少、もちろん生徒減少とか、小規模校が生まれたりすることがあるわけですね。これを少人数の行き届いた教育を進めるチャンスとある面では捉えて、その視点から一生懸命考えていく。そういうことをやっていくことを忘れてはならないと思います。報告ではそういうことが全然でてこなかったから心配になった。個別計画の中では、30人程度いたら、今の35人や40人と比べるとましなんですけど、今の世界の常識、ヨーロッパでは20人程度ですよ。20人だから学校として成り立たないではなく、それこそ行き届いた教育を子供に保障するチャンスと、ある面ではとらえて、魅力ある青梅の教育を作りだして、若者が寄ってきて定着してくれるように、希望ある方向を考えていきたい。

【川鍋委員】 小規模校の話が出ていまして、近い将来対応が必要な規模の学校として、小学校が六小と七小、中学校が六中といったことになっていっていますが、数年前、小学校のPTAの会長もやらせてもらいまして、小規模校の、今、小曾木の中でも七小、六中の生徒数が減少していることは、もう小曾木の地域の中でもその話題になっておりまして、小曾木と地域の学校を考える会という組織も成り立っていて、地域をあげてもうちちょっと子どもたちが増えていくことをやっていこうということで、新聞を出したり、小曾木の中でイベントをやっている状況です。小中一貫校ですとか、七小、六中の

今後の学校というのは、今すぐではないですが、近い将来ということも書いてありますので、学校を考えていかななくてはいけないところなんだろうなと実感しています。

資料4の青梅市学校規模適正化方針の2ページの中で、小規模校における課題が書かれておりまして、少人数ならではのメリットも多数ある一方とも書いてありますが、七小の場合、縦割り班というのがありまして、小学校1年生から6年生まで、少なくとも1名ずつは縦割り班の班に入って、学校での掃除の時間を一緒に掃除したり、遠足に行くときに班行動したりしています。そうすることによって上級生は下級生の面倒を見て、下級生は上級生と行動を一緒にすることで、上級生の行動や活動をよく見ていて、他学年の子たちが仲良く活動をしている現状があります。これは、我々、私が小さいころに2クラス、3クラスありますと活動が学年でまとまるので、他学年の子どもたちが交わることは少なかったと思います。今の七小の子どもたちは、他学年の子どもたちとの交流が普通ですので、まるで学校が1つのクラスのような感じになっていまして、課題がたくさん書いてありますが、それは他学年の班を作ることによってかなり解消されている感じはいたします。ですので、ここで課題が書かれているところ、例えば、体育科や音楽科など集団学習の実施に制約が生じるとか、クラブ活動や部活動の種類が限定されるというのは、人数が減ってきているのでこれは非常に難しいなとは思いますが、ほかの部分でいうと、班活動やグループ分けなどの制約だとか、多様な考えや見方にふれる機会が少なくなる、確かにそうなんです、それ以上に七小の子どもたちは色々な得るものが多いのかなと感じるところです。

今年の春先に七小の校長先生が、小学生が学校に通ってくる時に度々、六中の生徒が校門まで歩幅を合わせて一緒に歩いてきてくれる。これは小学生の頃に他学年での班が、中学生になっても活かされている、上級生は下級生の面倒をみるということが普通にできていることは素晴らしいことだと思います。ちょっと施設のあり方審議会とは話は違うかもしれませんが、小規模校は課題もありますが、メリットもかなりあるということを書いて頂けると、それを踏まえたうえで考えていく必要があると思います。

【田中委員】 小曾木地区の皆さんは、子どもたちの為にもものすごく努力なさっているのは、成木に来ましてひしひしと感じています。地域の皆さんが学校を中心において、子どもを育てるために地域が一体になるといったことで、新たな取り組みをたくさんなかって、またセンターとも一緒になって蛍の飼育ですとかどどんやっぺらっやっぺら、学校と地域とセンターも含め、全部一緒にやっぺらっやっぺらというのが、本当に自発的、主体的にやっぺらっやっぺらることを近くにいて感じます。

私は実は平成8年からずっと青梅市におりまして、青梅市の中学校、それから小学校にも副校長としていかせて頂きましたので、色々な地区の学校をみています。大きなところだと新町中学校に長いこといまして、青梅市の中での都会派といひましょうか、駅前の霞台中学校にも、友田小にもおりました。不思議なんです、小作の駅から新町中と友田小と同じくらいの距離なんです、まったく違う学校で、友田小は300年くらい続くような獅子舞ですとか、とにかく学校行事は獅子舞の練習に合わせて日程を変えてくれと言われるような地域で、でもその代わり学校には本当に協力的であっ

たり、新町中は自治会の加入率は30%を切っているような地区でしたし、企業が位置を変えれば、ざっと子どもが減ったりとか、本当に青梅って同じ市の中でも、同じものさしでは測れない、本当に色々な地域があると身をもって感じています。

今回のあり方審議会の中で、何度もお話に出ていますが、この青梅市の在り方、青梅市の特徴として本当に子どもたちにとって何がいいのかという考え方をしていくと、いったところなんだと思うんです。小規模校の良さもあるんですけど大規模校の子どもたちが、あの、適正にやっていけるかどうかって言ったところの視点もやはり両方必要なんだろうなというところなんです。それプラス、お金の話、施設の話も一緒に絡まってくるとなかなか難しんだけど、その重大な課題をここで私たちが審議させていただいているという緊張感を今、感じながらお話をきいているところです。学校としてはやはり子どもたちに良い施設、良い環境を整えてあげたいというのは、誰もが思っていることです。教員の人数に関しては、施設の大きさではなく、子どもの人数によって教員の配置は決まっているので、私たちが左右できる問題ではありません。学校施設も年数だけではなく、建てたときの条件によってものすごく違います。みんな同じ形をしていないので、やはり、そこに住んでいらっしゃる地域の方、通っている子どもたちが一番よく分かっているところだと思います。けどもそこを寄せ合って、皆で分かち合って青梅市全体の良さを皆が共有できるような新しい街を創っていこうってことなのかなと、私は受け止めています。本当に素晴らしい青梅の色々な地区の良さを、新町や霞台の子どもたちも同じ青梅の子どもですから、新町や霞台の子どもたちの環境も、古き良き伝統のところの子どもたちも同じ青梅の中でもこんなに違うんだってことを分かち合えるものもあっても良いと思います。ただし、それが皆が特区になったら、お互いに生徒の取り合いになってしまう。どこを選ぶかというのは、なかなか厳しい問題もあります。都の中には、全校が特区になっている地区もあります。自分たちが好きな学校にいけるといいうところもありますが、そこは学校の特徴をすごく打ち出してやっているようなエリアもあるので、それも1つの考え方ではあると思います。

今、私たちが2年間で考えるというのは、やはりまず施設問題。非常に危ない状況でもあります。雨が降ったら滝のように降られる学校もありますので、そういう中で子どもの安全、環境を整えてあげるといいうことも1つ大きな視点だなというところは、施設の問題はあると思います。さきほどからお話いただいている細かい数字はとも私たちでは分からないことで、40年間を見据えて言ってくださっているのは、また今日改めて聞いて、私も学校で教員にも、保護者の方にも話していかないといけないなと思うところもありました。ぜひ、青梅の全部の子どもたちにとって一番良い策を2年間では難しいと思いますが、考えていけたらよいなと思いました。小曾木地区さんのところに、例えば縁もゆかりもない人が参加したら、違う視点が出るかなとも思いますし、そこで聞いたことを持ち帰って地区でまたやるのも1つの方法かなと思いました。

【萩原委員】 保護者の観点からですが、資料4の学校規模適正化基本方針の1ページに、学校規模適正化の目的は幅広く多様な学習環境を提供し、社会性や規範意識を身に付けることと書いてあります。公立の小・中学生が対象なのかなと思いますので、中学受験を考えている方は対象外かと。受験

の目的は人それぞれですが、目的の1つに社会性を身に付けさせたいと思う気持ちがあると思います。今以上に中学受験が増えてくれば、小規模の小学校から中学に進学する生徒はより少なくなり、人数が減る事での不安から受験を考えるケースもあるかと思えます。部活の選択で就学校の指定外に通う方もいるかと思えます。やはり少人数だと、どうしても少ないながらの子どもの世界でのやりとりになるので、やはり大人数で色々な人と触れてほしいと考える親もいます。今後、外に出ていく、そうなるとうと少人数化というのは自ずと出てきます。就学校の選択肢の受け皿や部活の数もそうですが、もう少しゆるく広げていただければ、公立の中で選択肢も広がるかと思えます。目的にあった幅広く多様な学習環境を提供し、社会性や規範意識を身に付けることになるのではないのでしょうか。どうしても受皿を広げると、集まる人数が少なくなる学校もあると思いますが、それは課題として検討していけばよいのかなと思えます。

【和田（孝）委員】 私自身、学校施設のあり方審議会に市や区部に関わったことがないので、今回はひとつ勉強させていただこうという気持ちで参加させていただいております。この会は審議会ですので、皆さんもこの委員に推薦された、あるいは市民の方として応募された時に、こういう思いで参加しようというのは当然あったと思えます。ただ、最初からこうでなければいけないだとか、これを絶対、審議会で通さなければならないんだという考え方で、この審議会に参加していただくと、非常に狭い要求団体みたいな審議会になってしまいます。やはり、今日私たち説明を受けた中で、非常にたくさんの資料をいただいたわけですから、しばらくの間は、少し審議会の中で勉強するという思いで、もう一度青梅の学校を考えてみたらどうかというふうに思っています。こういう具体的には学校が統合したり色々な形になっていくことを考えると、その先のことを考えたい気持ちは分かりますが、やはり学校教育を考える時には、日本や、あるいは他の世界ではどういった教育になっているのか、青梅の地域をどうしていくのか、そして更に自分たちの地区の学校をどうしていくのか、といった視点で考えていかないと、自分の地元の学校だけ残れば良いというような考え方ではなく、もう少し勉強する時間をいただけたら良いと思えます。学校教育は、先ほどお話にありましたように、1学級の数が海外では20人前後なんですけれども、では財政的にどうい税金を払っているのか、どうい経済バックがあるのか、それも考えた時には基本、日本とは違うんですね。ですから私たちはしばらく事務局の話をもうちよつと聞きながら、人口が減っていくこと、財政の厳しさがあること、そういったものも点検しながら、これからの青梅の学校をどうしていったらいいのかを考えていかなければならないと思っています。審議会の委員なので、やはりもう一度、白紙とは言わないですが、事務局からの情報や、これから文科省の方をお呼びするような話も出ていましたので、そういったものも踏まえながら、勉強しながら方向性を考えていく必要があると思いました。私自身、これが良いとか、まだ考え方が決まったわけではないので、これからの審議の中で、色々な情報を得ながら考えていければ良いなと思っています。今日の話の中では、現実には起こっている問題を直視しなければなりませんし、青梅の子どもたちをどうしていったらよいのか、ということを考えていかないといけないと思っています。その時に、学校のクラスの子どもの数が少ないから統合だとか、あるいは大きい

から小さくても良い、という数の問題ではなくて、青梅の子どもたちにどんな力をつけさせたいのか、どういう教育をしたいのか、ということを考えていかななくてはいけない。もちろん青梅の中に残って青梅のことをよく知ろうとする子どももいるかもしれませんが、国際社会に出て行ってそこで活躍していく子どもたちもいるわけですから、教育もかなり幅広い範囲で考えていかなければいけないのかな、というふうに思っています。ただ数の問題を議論するような場ではないと思っていますので、それも含めて青梅の子どもたちにどういう教育がこれから求められていくのかを、ぜひ一緒に考えられたら良いと思っています。そういう会になると、この審議会の役割ってというのが、果たせるのではないかとと思っています。

【議長（大野会長）】 色々な御意見出ましたけれども、これから皆で一緒に勉強して思いを深めて、よりよい学校施設の在り方を追求していけたらと思います。予定時間過ぎましたので、これで質疑応答を終了にしたいと思います。続いて、次第の8、その他に移ります。事務局から何かございますか。

日程第8 その他

【事務局（教育総務課長）】 事務局からは2点ほど事務連絡をさせていただきます。

委員の皆様には、開催通知の案内に同封いたしました承諾書および、本日、お手元のクリアファイルの中に報酬のお支払いに必要な書類を配布させていただいております。お帰りになる前に、事務局教育総務課まで御提出をよろしくお願い申し上げます。

2点目は、次回開催ですが、報告事項の中で、10月頃と御説明したところでございます。詳細が決まり次第、皆さまにはお知らせをさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【議長（大野会長）】 それでは、以上を持ちまして、令和5年度第1回、青梅市立学校施設のあり方審議会を終了とさせていただきます。本日は貴重な御意見等いただいて、シェアすることができて大変良かったと思います。また次回、楽しみに集まりたいと思います、ありがとうございました。